第3564号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2008年)平成20年 7月 24日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区備後町2－4－6 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 工事進行基準改正に伴う経過措置

Q：工事進行基準が今年度の税制改正で改正されましたが、経過措置はないのですか？

A：平成21年３月31日までに開始する事業年度中に着工する工事については、経過措置が設けられています。

【解説】

工事収益の計上方法は、平成21年４月１日以後開始する事業年度から、「工事契約に関する会計基準」が強制適用されることとなり、この影響で、工事進行基準を適用する工事が今後増加するものと思われます。

そこで税務では、今年度の税制改正で、工事進行基準が強制される長期大規模工事の範囲を、次のように改正するとともに、長期大規模工事以外の工事で損失が見込まれる工事についても、工事進行基準の選択適用ができることとして、この会計基準への早期対応を図ることとしました。

- 工事期間　２年以上から１年以上に
- 請負金額　50億円以上から10億円以上に

ただ、この改正は、平成20年４月１日以後開始事業年度からとされていることから、この会計基準を適用しない企業については、会計と税務で取扱いが違ってしまうことから、税務では、平成20年４月１日から平成21年３月31日までの間に開始する事業年度中に着工する工事期間１年以上２年未満、請負金額10億円以上50億円未満の工事のうち、いずれかの工事について、会計上、工事進行基準によらない場合は、工事進行基準と工事完成基準の選択適用が認められることとなっています。